

Booking.com 利用者に対する料金割引の適用に関する特約

(平成 29 年 10 月 25 日・第 1 版)

(本特約の適用)

第 1 条 UQ コミュニケーションズ株式会社及び UQ モバイル沖縄株式会社（以下、両社を総称して「当社」といいます。）は、当社が別途通知する Booking.com BV が運営する宿泊予約のためのサイト（以下「本サイト」といいます。）を利用して宿泊施設に宿泊した UQ mobile 契約者が利用する UQ mobile 通信サービスに係る料金の割引（以下単に「本割引」といいます。）の適用に関し、この「Booking.com 利用者に対する料金割引の適用に関する特約」（以下「本特約」といいます。）を定め、当社の UQ mobile 通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）に定める料金その他の提供条件と異なる取扱いを行います。なお、本特約で使用する用語の意味は、本特約に特段の定めがない限り、約款で定義する用語の意味に従います。

(本割引の適用)

第 2 条 当社は、UQ mobile 契約者が本サイトを利用のうえ、その掲示されたいずれかの宿泊施設（以下「対象施設」といいます。）に実際に宿泊し、かつ、その宿泊日の属する月の翌月末日を経過した時点で UQ mobile 契約を継続している場合、その UQ mobile 契約者が利用する UQ mobile 通信サービスに係る料金について、本特約の定めに従い本割引を適用します。

2 当社は、前項により本割引の適用を受ける UQ mobile 契約（以下「対象契約」といいます。）に係る料金のうち、その UQ mobile 契約者が対象施設に宿泊した日が属する料金月（Booking.com BV から当社に対する通知に基づき決定される料金月とします。）の翌料金月に発生する約款に基づく基本使用料（約款及び提供条件書その他の対象契約に係る UQ mobile 通信サービスの提供条件の定めによる各割引適用後の額とします。以下同じとします。）について、その額から下表に定める割引額を減じた額を適用するものとします。

ただし、Booking.com BV から当社へ対象施設の宿泊に関する通知がなかったときは、この限りではありません。

[1 対象契約ごと]

区 分	割引額（税抜）
基本使用料	対象施設の宿泊料金総額の 5%相当額 (以下に定める方法により算出される額とします。)
【割引額算出方法】 割引額は、宿泊地を問わず、UQ mobile 契約者が支払った宿泊料金総額（通貨の別を問いません。）を宿泊日（対象施設をチェックアウトした日とします。以下この欄において同じとします。）現在の為替レート（Booking.com BV が決定する為替レートとします。）によりユーロ換算した金額（宿泊料金をユーロで支払った場合は、その額とします。）の 5%相当額について、宿泊日が属する月の翌月第 5 営業日現在の為替レート（日本銀行が公表する当該日 9:00 時点のスポットレートとします。）により日本円に換算した額（1 円未満の端数は切り捨て）とします。 宿泊料金には、施設サービス料及び清掃料等の宿泊料金とともに請求される別名目の料金を含まないものとします。	

3 前項に定める割引額の上限は、本割引が適用される料金月に発生する約款に基づく基本使用料の額又は 1,000 円（いずれも税抜）のいずれか低い額とします。

(電子メールによる変更契約事項の通知)

第 3 条 当社は、本特約の適用に伴い変更される対象契約の事項について、UQ mobile 契約者に対し、電気通信事業法第 26 条の 2 第 1 項の定めによる書面の交付に代えて電子メールにより通知します。

(本特約の変更)

第4条 当社は、本特約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本特約によります。

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であつて、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社が指定するウェブページに掲示します。

(本特約の有効期間)

第5条 本特約は、平成29年10月25日から平成30年1月31日までの間に対象施設に宿泊したUQ mobile 契約者に限り、有効に適用されるものとします。

(約款との関係等)

第6条 本特約は約款と一体となって適用されるものとし、約款が廃止された場合は、本特約も廃止します。

- 2 本特約と約款とが矛盾する場合は、本特約に定める内容が優先します。
- 3 本特約に定めのない事項は、約款の規定に従います。
- 4 当社が約款を改正した場合、改正前の約款を適用、引用又は準用等する本特約の規定は、改正後の約款の相当する規定を適用、引用又は準用等します。

附 則 (15-UQ11-01号)

本特約は、平成29年10月25日から実施します。